

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県  
四日市市  
四日市港管理組合

## 2 構造改革特別区域の名称

技術集積活用型産業再生特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

四日市市、川越町及び楠町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

三重県北部の四日市市を中心とした臨海部工業地帯（以下「四日市臨海部工業地帯」という。）は、天然の良港、後背地のユーザー企業の存在などの立地上の優位性を背景に、昭和30年代から石油精製・石油化学産業が集積したのが始まりであり、全国で最も古い石油化学コンビナートを擁する地域である。高度経済成長期には大きく発展し、本県経済だけでなく、戦後の我が国の経済発展に寄与してきた。

しかし、我が国全体が大きく構造転換を求められる中、石油を精製する過程で生まれるナフサを原料にエチレンを製造し、それからプラスチックや合成繊維、合成ゴムなどの原料となるポリプロピレンといった誘導品を大量に生産する基礎素材産業は、施設の老朽化等により、コストが嵩み、生産性も低く、国内外の新鋭プラントを誇るコンビナート地域に比べ、競争力を低下させつつある。

こうした状況をそのまま放置することになれば、我が国有数の集積（技術・ノウハウ、人材、施設・設備など）が散逸していくことは明白である。そうなれば、単に四日市経済、三重県経済にとって打撃であるのみならず、我が国経済にとっても大きな損失となる。

このため、四日市臨海部工業地帯に広がる産業の構造改革が、この地域だけでなく、これらの企業と有機的な関係を有する臨海部の後背地域にとっても喫緊の課題となっている。

こうした中、四日市臨海部工業地帯においても地域独自の持つ強みを活かした新たな展開を真剣に模索し始めている。その具体化の動きとして、これまで培って

きた基礎素材産業としての技術・ノウハウ、人材、インフラなどの蓄積を活かし、後背地に広がる電気・電子関連産業、液晶関連産業、自動車関連産業、メディカル関連産業などとの連携をさらに強化することにより、ファインケミカルなどの高付加価値素材産業や、燃料電池産業、次世代ディスプレイ関連産業、環境産業、バイオ・医薬品産業といった新たな分野への展開を図ろうとしている。

しかしながら、このような高付加価値素材産業や新たな産業分野への展開を図る上で、支障となる法的規制が存在するため、思い切った事業展開が控えられ、産業構造の転換がなされていない状況にある。

幸い、後述のとおりこの地域の再生に向けた決意は固い。構造改革特別区域として認定されれば、地域の自主的な取組と相まって、規制改革の効果を検証可能なレベルに実体を作り上げていく準備はできている。我が国の基礎素材産業が構造転換を図ることができるか否かの試金石としても重要な意味を持つと考える。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

四日市臨海部工業地帯におけるこれらの動きを加速するために、平成13年度から、産業界14社と行政（三重県、四日市市、四日市港管理組合）が一体となり、当地帯の再生を果たすという共通目標のもと、「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」を開催し、企業ニーズを踏まえつつ、課題の解決のために、それぞれが担うべき役割と方策について、詳細な検討と対応の蓄積を進めてきた。

その中で、平成14年度からは、三重県庁内に、三重県、四日市市、四日市港管理組合、臨海部産業界代表3社、県内本社銀行3行の19名で構成する「地域再生特区協働プロジェクトグループ」を設置し、高付加価値素材産業や新たな産業分野への構造転換を目指した戦略的なプランづくりを開始した。

そして、事業展開に支障となっている規制については、地域が責任を持って実施する代替措置を講じた規制改革要望として取りまとめ、このほか産業界の新たな投資に対するコミットメント、県、四日市市、四日市港管理組合のそれぞれの主体が独自に責任をもってできることをパッケージにした「技術集積活用型産業再生特区構想」を策定した。

更に、昨年末から、本構想の立案の推進母体である四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会の中に、具体的、詳細に詰めるべき課題について、「石油コンビナート法レイアウト規制」「燃料電池」「環境産業」「港湾・物流」の4分科会を設置し、主体となる産業界との十分な連携を図りながら、構想を実現する実際的で緻密な取組を進めている。

今後、地域の投資意欲や事業展開の可能性を抑圧している規制の特例が認められる構造改革特別区域としてこの地域が認定されれば、これまで蓄積してき

た地域の主体的な取組と相乗効果を発揮し、高付加価値素材産業や新たな産業分野への展開が一気に加速し、周辺地域へもインパクトある経済波及効果を与えることになり、再び三重県産業界をリードし続ける産業集積地として確実に蘇るものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特別区域計画の目標は、四日市臨海部工業地帯を中心とした地域にある産業界が高付加価値素材産業や新しい産業分野への展開を図り、三重県産業界をリードし続ける産業集積地として再生することであるが、このことを通じて県北部地域を中心とした広い地域の活性化を促すことも視野に入れている。

このことは、全国の基礎素材産業が今後迎える新しい発展のモデルであると考えている。

実現されるべき社会経済活動の状況と規制の特例措置、関連事業との関連については、以下のとおりである。

### (実現されるべき経済社会活動の状況)

#### (1)従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮

四日市臨海部工業地帯が、大胆な事業再編により、資源を有望分野（後背地に集積する電気・電子、自動車、液晶、メディカル関連産業に対するファインケミカル等や、市場ニーズの高い環境に配慮した素材等の供給）に集中投資できる環境を整備することにより、基礎素材産業から高付加価値素材産業へと脱皮する。

現有工場敷地の有効活用を可能にする規制の特例を適用し、高付加価値素材を製造するプラントの建設を促進することで、国際競争力をもった産業構造に転換を図る。

#### (適用される規制の特例措置と関連事業)

石油コンビナート等災害防止法は昭和50年に制定された法律であり、昭和30年代から形成されてきたコンビナートがリニューアル時期を迎えている現在、敷地の利用規制が、現場と合わなくなっている。特に、レイアウト規制（施設の配置、特定通路等にかかる規制）により、敷地の有効活用ができないため、高付加価値素材を製造する、安全面でも最新式のプラントなどへのリニューアルが進まず、結果として、安全性と経済性の両面から好ましくない状況が生じている。

このため、「408、1120 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多

様な安全確保措置による施設配置等事業」を実施することや、第一次提案において全国で実施とされた「主たる施設以外の施設は500㎡までとする施設の混在規制の特例」を適用することにより、工場敷地を有効活用することが可能になるため、従来控えられていた高付加価値素材を生産するプラントへの投資が開始され、このことを通して、産業構造の転換が実現するとともに、施設の老朽化が解消されることにより、安全性が向上する。

また、高付加価値素材産業や新たな産業の展開を、原材料の輸入、製品の輸出にかかるリードタイムの短縮や流通コストの削減など物流面で支援するために、港湾機能の強化や港湾サービスの向上にも全力を挙げている。

強化するサービスの一つとして、荷主からのニーズの強い港湾24時間フルオープン化に向けて、リードタイムの短縮に官民一体となって取り組んでいる。これと合わせ、「701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」「702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業」を実施することにより、税関の臨時開庁手数料が半額となり、税関の執務時間外における通関体制が整備されることから、夜間土・日・祝日に生じた貨物の流通が促進され、物流コストの低下と効率化が図られる。

更に港湾関連事業の取組と相まって、企業の生産体制と密に連携した港湾物流プロセスの全体最適が実現され、高付加価値素材産業や新たな産業への展開を強力にサポートする体制が整うことになる。

この他、関連事業として、

今通常国会で成立見込みである製造現場への労働者派遣（第一次提案で全国で実施とされた項目）について、労働組合と調整の上での実施  
工場立地法地域準則条例（県）の昨年12月の制定

本年4月からの地元金融機関による設備リニューアル等に対する金融支援の実施

本年3月からの行政が保有する環境アセスメントデータの県ホームページへの掲載による企業支援（県・市など）

平成12年度から実施している新規設備投資に対する固定資産税・都市計画税の1/2相当額の現年還付（四日市市 約770億円の固定資産の投下実績）

地域の基幹道路の慢性的な渋滞を解消するための新たな道路の検討（14年度道路整備効果調査、15年度道路整備の詳細検討 産業界・県・市・四日市港管理組合）

地域物流拠点である四日市港の機能強化への取組

車両の高さ制限の見直し（第二次提案で全国で実施とされた項目）による

物流コストの低減  
などを全力で進めている。

(実現されるべき経済社会活動の状況)

(2) 県北部地域に広がる先端産業集積(電気・電子、液晶、自動車、メディカル関連産業)との連携による新たな産業の展開

本県北部地域(17市町)は、県内の事業所数の46.3%(2000年)、従業者数の51.8%(同)、製造品出荷額等の63.7%(同)を占め、本県経済を牽引している地域である。

四日市臨海部工業地帯の後背地には、これら電気・電子関連産業、液晶関連産業、自動車関連産業、メディカル関連産業などの先端産業の集積があり、これらのユーザー企業との連携を一層強化することは、相互の更なる発展に結びつくものであり、その機運が醸成されつつある。

このため、平成14年度には、県北部地域を所管している北勢県民局が事務局となり、当地域の企業の競争力強化を目的に、産業界15社、地元金融機関、地元大学等で構成する北勢地域経済振興会議を設置している。

この会議の議論を踏まえ、平成15年度からは、次の新たな産業への展開を促進するため、高等教育機関の持つシーズと企業のニーズとのマッチングを行うとともに、企画進行管理を行い研究開発を促進させる組織(ステアリング・コミティ)を新たに設置し、産・学・民・官の連携による新産業の創出、技術の高度化を図る。

燃料電池の研究開発拠点化

本県北部地域には、化学産業がこれまで培ってきた素材開発力、化学製品の製造プロセスで豊富に発生する水素、自動車関連産業、電気・電子関連産業の集積など、燃料電池の研究開発に必須な条件を兼ね備えており、県・市の思い切った資源の投入、マッチング支援により、燃料電池分野の展開に向けた産業界の取組を加速させる。

(適用される規制の特例措置)

家庭用燃料電池の設置に際しては、現行の法律では一設備ごとへの「電気主任技術者の選任」や「保安規程の届出」、「窒素ガスボンベの設置」が義務づけられており、一般家庭などへの普及の支障となっている。

このため、「1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業」「1106 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業」を実施し、家庭用燃料電池が設置しやすい環境を整備することにより、燃料電池の市場を育成する。

また、関連事業として、

本年度から、高付加価値素材や燃料電池などの研究開発拠点の形成を図るための研究施設・設備の新增設に対する補助制度の創設  
(四日市市は制定、県は、知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月)

規制の特例措置により、企業が商用化の過程で不可欠な家庭用燃料電池の実証試験を大規模に行う場所を国内で初めて確保できることから、実証試験に対する支援制度の創設

(四日市市は制定、県は、知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月)

を実施する。

次世代ディスプレイ(次世代液晶・有機EL等)関連産業の展開、バイオ・医療品の研究開発拠点化

技術の劣化が激しい液晶産業のニーズに応えるため、臨海部の化学産業には、迅速な新素材の提供が求められている。これを可能とする研究開発体制の構築に向けて、県・市の思い切った支援を行う。

また、バイオ・医薬品分野についても、従来型の医薬品原料の提供から後背地の製薬メーカーや民間ゲノム解析会社のノウハウなどを活用し、付加価値の高い医薬品を提供できる事業環境を整備する。

これらの産業の展開についても、上記同様、研究開発施設整備に対する支援措置を四日市市では制定し、県においても同目的の支援制度を構築する予定(知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月)

環境産業の展開

四日市臨海部工業地帯では、素材産業の高度な技術・人材のノウハウを活かし、後背地から生じる使用済み製品を受け入れリサイクルを進めようとしている。

こうした動きを加速するため、

本年度のエコタウンプランの策定

環境産業の研究開発拠点の形成に向けての研究開発施設整備に対する支援措置の構築予定(知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり正式決定は5～6月)

自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・原料化の技術開発等への支援措置(県 措置中 財源は産業廃棄物税)

を実施する。

### 後背地にある企業との連携・マッチングの促進

本県北部地域における産業政策を核とした地域づくりを進めることを目的に設置した北勢地域経済振興会議（事務局 北勢県民局）では、本年度から高等教育機関の持つシーズと企業のニーズとのマッチングを行うとともに、企画進行管理を行い研究開発を促進させる組織（ステアリング・コミッティ）を新たに設置し、産・学・民・官の連携による新産業の創出、技術の高度化を進める。

こうした関連事業と、構造改革特別区域の実現による規制改革、民間事業者の積極的な事業展開が相乗効果を発揮し、四日市臨海部工業地帯の再生、その後背地域の更なる発展が実現するものと考えている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特別区域計画の目標は、従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮、三重県北部地域に広がる先端産業集積との連携による新たな産業の展開にあり、その経済的社会的効果については、目標とした特定の産業にとどまらず、本構造改革特別区域とつながりを持つ個人、企業、産業へ、広範に波及する。

まず、構造改革特別区域の需要増加がもたらす生産誘発額を算出するいわゆる「経済波及効果」については次のとおりである。

例えば、レイアウト規制の特例措置により、当面2社で約40億円の設備投資が計画されている。また、構造改革特別区域に立地する主要企業15社に行ったアンケート並びにヒアリングによると、本構造改革特別区域計画申請時点で判明している、あるいは向こう5年間程度に予想される計画や構想だけで、設備投資、研究開発投資等の合計が約700億円（前述2社を含む）あり、その経済波及効果は約300億円、雇用創出効果は約1800人と試算される。さらに、これらの設備投資が行われ実際に稼動すると、年間出荷額が約400億円増加すると見込まれ、その経済波及効果は約100億円、雇用創出効果は約300人が加わる。

さらに、この地域の構造改革の進展に伴い、投資が加速度的に増えていくことも予想される。実際、

前述の投資額以外にもコンビナート企業主要数社の設備維持更新にかかる投資額が年間約150億円（因みにこの経済波及効果は約200億円、雇用創出効果は約1200人）あること

今回のアンケート対象企業15社の中には、金額未定で本集計の対象外とな

る投資計画を有しているところもあること

15社以外にも40社近いコンビナート企業も独自の投資を行っていること

四日市市の企業立地促進条例による固定資産税・都市計画税の現年還付を受けた（見込みも含む）設備投資実績（投下固定資産総額）は平成12年度以降約3年間で約770億円に達すること

等を勘案すれば、本構造改革特別区域の実施で、コンビナート企業が培った技術力・開発力の蓄積を生かし、国際競争力をもった産業構造に転換を図ることが可能となり、投資の上方修正が十分見込まれることから、低く見積もっても前述試算の数倍もの経済的社会的効果が期待できる。

次に、新産業分野に関しては、将来の可能性に着目している。すなわち、燃料電池をはじめ、次世代ディスプレイ、環境産業、バイオテクノロジー産業の市場規模は、経済産業省等の試算（目標を含む）によれば、2010年には合計で105兆円に達するとみられている。もともと、三重県は製造品出荷額等で全国11位、シェアは2.7%（2001年・速報値）の工業県であり、その中核を占める本構造改革特別区域では、新産業市場の相応のシェアを確保できると考えているが、構造改革特別区域実現による規制改革、民間事業者の積極的な取り組みで、もう一段のシェアアップを図ることが可能になるものと判断している。

これらのことにより、地域産業の活力向上が果され、ひいては地域の雇用確保を実現できるものと考えている。

## 8 特定事業の名称

「408 1120 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業」

「701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」

「702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業」

「1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業」

「1106 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業」

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）従来型の基礎素材産業から高付加価値産業への脱皮

石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制の見直し（全国で実施と



されたもの) 別添資料

全国で実施とされた「主たる施設以外の施設は500㎡までとする施設の混在規制の特例」を適用することにより、工場敷地を有効活用することが可能になり、従来控えられていた高付加価値素材を生産する多品種・少量生産プラントなどへの投資が促進される。今回、協和油化(株)がプラント増設を計画しているが、他にも数件の企業と調整段階に入っている。労働者派遣に関する製造現場への対象業務の拡大(全国で実施とされたもの)

製造業務への労働者の派遣を解禁する法改正案が今通常国会で成立見込みであり、年内にも派遣期間1年の期限付きで製造業務への派遣が解禁されることから、各事業者は、労働組合と調整の上、派遣労働者の活用を図ることを検討している。

工場立地法地域準則条例(県)の制定

工場の新たな事業展開や実質的な緑地の増加を促すため、既存工場において緑地面積率を20%に代えて15%に設定する工場立地法の地域準則を昨年12月に制定した。現時点で、4社の新規投資見込みがある。地元金融機関による設備リニューアル等に対する金融支援

本構造改革特別区域内のコンビナート企業及び関連企業が行う設備の増設やリニューアルについて、資金を地元でも調達できるよう、地元金融機関がシンジケートローンを含む融資支援を積極的に行う。4月から企業への周知活動を開始し、希望企業と順次調整に入る。

環境アセスメントの実施支援

環境アセスメントに要する時間や経費の縮減のため、県や市などの公共団体が保有する環境データを昨年度から県のホームページに掲載。

今後も充実し、企業の環境アセスメントにかかる負担を軽減する。企業立地促進条例(市)による固定資産税・都市計画税の1/2相当額の現年還付

平成12年度から新規・既存企業の新規投資を喚起するため、新規投資した固定資産税・都市計画税の1/2を交付金として交付している。

既に約770億円の投資実績がある。

臨港道路の整備

コンビナート企業の物流の基幹ルートである国道23号、塩浜街道などの慢性的な渋滞を解消するため、新たな道路を、県・市・四日市港管理組合・産業界が協力して検討している。平成14年度は、ルートの可能性調査を実施、本年度は昨年度の可能性調査を踏まえ詳細検討を実施する。

## 四日市港の機能強化

荷主企業から、港湾コストの低減や港湾サービスの充実について強いニーズがあり、以下の対策を進めている。

### 定期航路の充実

現在、コンテナ定期航路は、東南アジア・中国・韓国をはじめ、11航路15サービスがあるが、北米航路等の基幹航路が未就航であり、平成17年度の霞ヶ浦北ふ頭海上コンテナターミナルの供用開始を目標として官民一体となった取組を行っている。

### 港湾諸料金の軽減

現在、新規コンテナ航路開設等に伴う減免措置、並びにコンテナクレーン使用料の特例といったインセンティブを実施している。昨年12月には、荷主企業、海運、港運関係団体など20組織で「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、港湾コストの低減や港湾サービスの充実などの課題解決を図っている。

### コンテナ船の大型化への対応

現在は、四日市コンテナ埠頭(株)岸壁(-12m)と霞ヶ浦南ふ頭26号岸壁(-12m)でコンテナ貨物を扱っている。なお、霞ヶ浦南ふ頭26号岸壁については、平成14年度に水深-13mへ増深を行った。さらに、平成13年度に、霞ヶ浦北ふ頭国際海上コンテナターミナル(-14m)整備に現地着工し、平成16年度岸壁完成を目指している。

### 港湾物流情報のIT化

#### ・港湾諸手続きの簡素化

平成15年度から国の各行政機関の港湾諸手続き（通関、入出港届等）を一本化するシングルウィンドウシステムが稼働することから、四日市港管理組合もこのシステムに接続し、港湾利用者の利便を図る。

#### ・物流情報のIT化

国内主要10港で構成する「港湾物流IT化推進委員会」に参画している。本年度から、コンテナ貨物の位置情報や手続き情報を共有できる「港湾物流情報プラットフォーム」の開発を開始する。

### 車輻の高さ制限の見直し（第二次提案で全国的に実施とされた項目）

四日市港へ完成自動車を運搬する車高4.1mの車輻の通行が可能となることで近接地に集積する自動車産業の物流コストが低減される。

(2) 県北部地域に広がる先端産業集積（電気・電子、液晶、自動車、メディカル）

## との連携による新たな産業の展開

### 燃料電池の研究開発拠点化

高付加価値素材や燃料電池などの研究開発拠点の形成を図るため研究施設・設備の新增設に対する補助制度（四日市市、予算額7000万円）を創設した。（県は、知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり正式決定は5～6月）

また、規制の特例措置により、企業が商用化の過程で不可欠な家庭用燃料電池の実証試験を大規模に行う場所を国内で初めて確保できることから、実証試験に対する支援措置（四日市市、予算額3000万円）を実施する。（県は、知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月）

### 次世代ディスプレイ（次世代液晶・有機EL等）関連産業、バイオ・医療品の研究開発拠点化

これらの産業の展開についても、上記の研究開発施設整備に対する支援措置を市では制定し、県でも同目的の支援制度を構築する予定である。（知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月）

### 環境産業の展開

環境産業への事業展開の動きを加速させるため、エコタウンプランを本年度に策定する。また、エコタウン推進のための企業への情報提供活動及びマッチング活動を実施する。

さらに、環境産業の研究開発拠点の形成に向け、県で支援制度を構築する予定である。（知事選挙のため、当初予算は骨格予算であり、正式決定は5～6月）

また、資源循環型社会構築に向けて、平成13年度より県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・原料化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を県が助成（財源 産業廃棄物税）している。

### 後背地にある企業との連携・マッチングの促進

本県北部地域における産業政策を核とした地域づくりを進めることを目的に設置した北勢地域経済振興会議（事務局 北勢県民局）では、高等教育機関の持つシーズと企業のニーズとのマッチングを行うとともに、企画進行管理を行い研究開発を促進させる組織（ステアリング・コミッティ）を新たに設置し、産・学・民・官の連携による新産業の創出、技術の高度化を図る。

別 紙

1 特定事業の名称

408、1120

石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制の対象となる第1種事業者（昭和四日市石油㈱四日市製油所）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制の対象となる第1種事業者（昭和四日市石油㈱四日市製油所）

事業が行われる区域

三重県四日市市塩浜町1番地 昭和四日市石油㈱四日市製油所内

事業の実施期間

規制の特例の適用を受けようとする事業者が、現行の基準と同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、当該事業所内の工場棟の建て替えや再開発が完了するまでの間

（昭和四日市石油㈱四日市製油所における事業の予定は平成15年7月から平成17年2月まで）

事業により実現される行為

「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下、「レイアウト省令」といふ。）」第10条から第12条の各号に定める基準と同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、基準によらない施設地区の配置等を行う。

（昭和四日市石油㈱四日市製油所における事業は、環境対策を目的として、レイアウト規制に適合していない既存の製造施設地区内においてガソリンの硫黄分を低減させるプラントを建設する。）

事業を行う第1種事業所の状況等（添付書類）

立地状況図、隣接事業所図、連絡導管図、周辺施設分布図、施設等配置図、通路図、通路内施設図、製造施設地区内周図、地形概況図、石油等保有概況書、製造工程書、工事日程書

## 5 当該規制の特例措置の内容

### 規制の特例措置と代替措置の内容

レイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）に定める製造施設地区におけるセットバックエリア（現行規制は、地区面積が1,000㎡を超え7,000㎡以下である場合にあってはその外周から内側に3m以内の部分に、7,000㎡を超える場合にあってはその外周から内側5 m以内の部分に施設又は設備を設置しないように配置すること。）を設けないこととする。

必要な代替措置は、消防活動上有効な場所に空地（以下、「消防活動用空地」という。）を設ける。

レイアウト省令第11条（特定通路の幅員）に定める特定通路の幅員（現行規制は、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12m）を、施設地区の区分及び面積に関係なく6 m以上とする。

必要な代替措置は、消防活動用空地及び防火上有効な水幕設備等を設ける。

レイアウト省令第12条（通路の配置及び形状の基準）に定める特定通路の上空を横断する連絡導管等の地盤面からの高さ（現行規制は、4 m 以上）を3 m 以上とする。

必要な代替措置は、当該連絡導管等により通行が不能となる消防車両を限定するとともに、消防活動上支障のない範囲において他の代替ルートを設置する。

代替措置を講ずる施設地区の状況等（添付書類）

具体的な規制の特例と代替措置の内容（添付書類）

事業所の防災体制に関する資料（添付書類）

## 6 代替措置の安全性を説明する資料（添付書類）

技術集積活用型産業再生特区における規制の特例と代替措置の基準

代替措置の安全性を説明する資料

代替措置実証テスト結果

参考文献

## 別紙

### 1 特定事業の名称

701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

臨時開庁を受けたい事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

臨時開庁を受けたい事業者

事業が行われる区域

四日市港の臨港地区

事業の実施期間

全国において税関の臨時開庁手数料が2分の1以下に軽減されるまで。

事業により実現される行為

特定事業の効果

四日市港管理組合では、国際競争力のある港を目指し、港湾の24時間・365日フルオープン化に向け、ターミナル関係企業とゲートオープンの延長等について、調整を行っている。

平成14年12月には、荷主企業、港運・海運企業、労働団体、関係官公庁、四日市港管理組合などから構成される「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、港湾の24時間・365日フルオープン化をはじめ、港湾コストやサービスの向上などの課題の早期解決について具体的な検討を開始した。

これと併せて税関の臨時開庁手数料が2分の1に軽減されること及び港運企業等民間事業者によるゲートオープンの延長等、四日市港の24時間・365日フルオープン化への官民一体となった取り組みが確実に推進されることになる。

当該特定事業の具体的な効果としては、夜間または土・日・祝日に生じた貨物の流通が促進され、これまで翌日または翌週での通関となっていた貨物のリードタイムが短縮され、企業の国際物流の効率化が進むことが期待できる。

#### 技術集積型産業再生特区への貢献

四日市臨海部工業地帯の企業（コンビナート企業等）は、四日市港を通して原材料を輸入し、製品を輸出しており、従来から強い結びつきがあった。

特例措置の適用により、物流面でのリードタイムの短縮、コスト低減が図られると、コンビナート企業等の活性化につながり、基礎素材産業の振興が促進されるとともに、三重県北部に広がる次世代産業（電気・電子、液晶、自動車、メディカル関連産業）への高付加価値素材の供給が促進されることになる。

さらに、次世代産業の企業にとっても、四日市港のコスト・サービスの向上は、自社の物流機能を高めることになる。

以上のことから、本事業の実施により、技術集積型産業再生特区をとりまく地域全体の国際物流の効率化と貿易の振興が図られるものとする。

事業により整備される施設

特になし

#### 5 当該規制の特例措置の内容

税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設の位置及び概要

##### 港湾施設の位置及び概要

四日市港において、税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設の主なものとして、霞ヶ浦南埠頭に位置するコンテナターミナルが存在し、その概要は次表のとおりである。

	四日市コンテナ埠頭	公共コンテナ埠頭
総面積	113,263 m <sup>2</sup>	90,283 m <sup>2</sup>
岸壁延長	250m（水深 12m）	300m（水深 13m）
荷役機械 (コンテナクレーン)	2 基	2 基
ゲート数 (レーン数)	2 ゲート（8レーン）	1 ゲート（4レーン）

四日市港湾労使協議会における労使間の申し合わせにより、現在、コンテナターミナルにおけるゲートオープン時間は、平日及び土曜日

の 8 時 3 0 分 ~ 1 6 時 3 0 分までとなっている。

海貨業者や運送業者のニーズには、必要に応じて柔軟に対応し、最大で 2 1 時までゲートオープン時間を延長している。

特例措置の適用後は、開庁時間延長に合わせてゲートオープンできるよう体制の整備を行う。

**【ゲートオープン時間】**

月曜日～金曜日 8 時 3 0 分～1 9 時

土曜日 8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分

なお、上記時間外における搬出入についても、これまでどおり柔軟に対応する。

**【事業実施に伴う方策】**

このため、ターミナル関係者の中で、最も効率的な方策の検討を行った。(時間外での取り扱いのルール化、連続する 2 つのバース・コンテナヤードの利点を活かした貨物の取扱情報共有化による 1 ゲートでの作業の集約化等)

なお、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業において申請している、税関職員の常駐を希望する時間帯については、需要の実態を把握したうえで詳細について財務省と別途調整することとしたい。

**その他**

平成 1 7 年度には霞ヶ浦地区北埠頭国際海上コンテナターミナルが供用開始される予定である。

当該特区計画の申請年の翌年以後一定の時点(今後具体的に検討)までの間に年間の臨時開庁申請が 365 回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれることの説明

**四日市港における臨時開庁申請の実績**

四日市港における臨時開庁申請の実績は、平成 1 2 年が 129 件、平成 1 3 年が 146 件、平成 1 4 年が 316 件であり、臨時開庁手数料の軽減のためのメルクマールである年間 365 回以上には達していない。

**荷主企業、通関業者への需要把握調査の結果**

四日市港管理組合では、荷主企業 13 社(四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会の参加企業)、通関業者 11 社(名古屋通関業会四日市支部の参加企業)に対し、アンケート調査を実施し、通関の執務



時間外体制が実現した場合の通関申請の見込みを調査した。

通関業者の集計結果によると、通関の執務時間外体制が実現した場合の申請見込みは、年間 727 件となり、平成 14 年実績と比較して、土日祝日で 11.6 倍、平日時間外で 3.0 倍、時間外合計で 3.5 倍と、7 港で実施中の税関の執務時間外体制の試行結果とほぼ同じ数値が得られた。

また、これらの需要に加えて、定期航路の充実、港湾諸料金の軽減、コンテナ船の大型化への対応、港湾物流情報の IT 化等の施策を、三重県、四日市市、四日市港管理組合と、関係事業者が一体となってさらなる推進を行うことにより、集荷の促進が図られ、臨時開庁の需要はさらに増加することが見込まれる。

#### 通関業者のアンケート集計結果

	土日祝日	平日時間外	時間外合計
平成 14 年(実績)(A)	11	198	209
1 日当たりの申請件数(A)	0.09	0.81	0.57
見込み(B)	128	599	727
1 日当たりの申請件数(B)	1.07	2.44	1.99
伸び率 B / A	11.6	3.0	3.5

土日祝日は 120 日、平日を 245 日として、1 日当たりの申請件数を算出した。

#### コンテナ貨物取扱量の伸び

四日市港のコンテナ貨物取扱量は、過去 5 年間で 1.82 倍に増加し、平成 14 年は 215 万 5 千トン記録し、特に、臨時開庁申請の需要が多いと見込まれる輸入貨物については、過去 5 年間で、2.50 倍に増加した。今後も、次項の諸施策を実施することにより、取扱貨物量の増加を見込んでおり、臨時開庁申請需要は相乗的に増加することが見込まれる。

#### コンテナ貨物取扱推移

(単位：トン)

年次	コンテナ貨物取扱量			対前年比
	輸出	輸入	計	
平成 10 年実績	787,836	393,142	1,180,978	93.9%
平成 11 年実績	999,323	529,781	1,529,104	129.5%
平成 12 年実績	1,073,718	727,454	1,801,172	117.8%
平成 13 年実績	933,370	955,588	1,948,958	108.2%
平成 14 年実績	1,173,272	981,630	2,154,902	110.6%

#### 時間外に通関を必要とする潜在貨物量

四日市港のコンテナ定期航路は、現在 11 航路、週 15 便が就航しているが、そのうち、夜間に入港している船舶が 7 便、土曜日、日曜日の昼間に入港している船舶が 2 便ある。15 便中 9 便が時間外に荷役を行っている実態であり、時間外に通関を必要とする潜在貨物量は多いと推定できる。

#### 税関の執務時間外体制が実施された場合の臨時開庁申請の見込み

昨年 10 月中旬にスタートした税関の執務時間外通関体制の試行において、トライアル開始から 3 カ月間で対象官署（7 港、8 官署）における時間外通関の件数が前年比で 3.3 倍に伸びた。

このことは、従来は税関の執務時間内に行われた申請のうちでも、執務時間外申請を必要とする潜在需要があったことを表しており、四日市港においても同様の潜在需要が見込まれる。

以上のことから、年間の臨時開庁申請が 365 回以上に達することが確実に見込まれると判断した。

開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などを通じて貿易の振興に資する施策

四日市港では、荷主企業の立地する市町村から四日市港、名古屋港、大阪港、神戸港までの陸上コストを比較し、四日市港が最小となる圏域を四日市港の利用優位圏とし、重点的に集荷活動を行っている。

利用優位圏には、三重県全域、滋賀県の湖東、湖北地区、岐阜県大垣地区などが含まれる。平成 10 年に実施された全国輸出入コンテナ貨物流動調査によれば、この圏域に約 700 万トンと多くの貨物量があると推計しているが、四日市港の利用率は、11.2%にとどまっている。また、三重県内の貨物の四日市港利用率は、21.2%となっている。

四日市港では、三重県を含む利用優位圏の貨物の四日市港利用率を高めるために、下記の施策を実施している。さらに平成 16 年には、大手の液晶関連企業が亀山市において、操業を開始する予定であり、液晶関連企業群に四日市港を利用してもらうように重点的にポートセールスを行っている。

これらのことから、今後も四日市港の取扱貨物量を増加させることができると考えている。

#### 定期航路の充実（北米、中国・アジア）

現在、四日市港のコンテナ定期航路は東南アジア・中国・韓国をはじめ 11 航路 15 サービスがあるが、さらなる定期航路の充実のため、平成 17 年度の霞ヶ浦地区北ふ頭国際海上コンテナターミナルの供用開始を目標に、北米航路の誘致に向け、東京、大阪で主要荷主企業を対象とした北米航路誘致懇談会を開催する等、積極的なポートセールスに努めている。

また、中国・東南アジア航路等の既存航路の強化に向けたポートセールスを行うとともに、東京、大阪、利用優位圏でのセミナーを実施する等、四日市港の利用促進のため、官民が一体となった取り組みを継続的に実施している。

#### 港湾諸料金の軽減

四日市港管理組合では、新規コンテナ航路開設等に伴う減免措置、並びにコンテナクレーン使用料の特例といったインセンティブを実施している。

特に、日曜日に入港するコンテナ船については、入港料の全額免除及び岸壁使用料の 30% 減免の特例措置を実施している。

また、平成 14 年 12 月には、現実的な港湾の諸課題の検討、及び中長期的展望に立脚した新たな施策等にかかる課題の検討を行うため、荷主企業、港運・海運企業、関係団体、関係官公庁から構成される「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、トータルコストの削減やサービスの充実などの課題についての検討に着手した。

#### コンテナ船の大型化への対応

現在は、四日市コンテナ埠頭(株)岸壁 (-12m) と霞ヶ浦南ふ頭 26 号岸壁 (-13m) でコンテナ貨物を取扱っている。なお、26 号岸壁については、平成 14 年度に水深 12.8m から 13m へ増深を行った。

さらに、平成 13 年度に、霞ヶ浦北ふ頭埠頭国際海上コンテナターミナル (-14m) 整備に現地着工し、平成 16 年度岸壁完成を目指している。

#### (国直轄事業)

#### 港湾物流情報の IT 化

#### ア 港湾諸手続きの簡素化

四日市港管理組合は、平成 11 年度から港湾 EDI に加入しており、現在、入出港届、係留施設使用許可申請、荷役機械使用許可申

請を処理している。

平成15年度には、国の各行政機関の港湾諸手続きを一本化するシングルウィンドウシステムが稼動する。これにより、申請者は、今まで複数の関係省庁や港湾管理者に対し別々に行っていた輸出入・港湾関連手続きを、1回の入力・通信で完了できるようになる。

四日市港管理組合も、このシステムに接続し、港湾利用者の利便を図っていく。

#### イ 物流情報のIT化

四日市港管理組合は、国内主要港湾10港で構成する「港湾物流IT化推進委員会」に参画し、港湾関係者がコンテナ貨物の基本的な情報（位置情報や手続情報）を共有できる「港湾物流情報プラットフォーム」の構築について検討してきたところであり、平成15年度には本格的な開発を開始する。（平成15年度予算措置済）

さらに、本年2月には「活力ある四日市港づくり懇談会」の下部組織として、取り組み課題を具体的に整理・検討する「港湾物流情報IT化推進作業部会」を設置し、四日市港の利用者とともに、港湾物流情報プラットフォームの導入を具体的に進めている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

臨時開庁を受けたい事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

臨時開庁を受けたい事業者

事業が行われる区域

四日市港の臨港地区

事業の実施期間

全国において通関業務の24時間・365日化への対応として税関の通関体制が整備されるまで。

事業により実現される行為

特定事業の効果

四日市港管理組合では、国際競争力のある港を目指し、港湾の24時間・365日フルオープン化に向け、ターミナル関係企業とゲートオープンの延長等について、調整を行っている。

平成14年12月には、荷主企業、港運・海運企業、労働団体、関係官公庁、四日市港管理組合などから構成される「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、港湾の24時間・365日フルオープン化をはじめ、港湾コストやサービスの向上などの課題の早期解決について具体的な検討を開始した。

これと併せて税関の執務時間外における通関体制が整備されること、及び港運企業等民間事業者によるゲートオープンの延長等、四日市港の24時間・365日フルオープン化への官民一体となった取り組みが確実に推進されることになる。

当該特定事業の具体的な効果としては、夜間または土・日・祝日に生じた貨物の流通が促進され、これまで翌日または翌週での通関となっていた貨物のリードタイムが短縮され、企業の国際物流の効

率化が進むことが期待できる。

#### 技術集積型産業再生特区への貢献

四日市臨海部工業地帯の企業（コンビナート企業等）は、四日市港を通して原材料を輸入し、製品を輸出しており、従来から強い結びつきがあった。

特例措置の適用により、物流面でのリードタイムの短縮、コスト低減が図られると、コンビナート企業等の活性化につながり、基礎素材産業の振興が促進されるとともに、三重県北部に広がる次世代産業（電気・電子、液晶、自動車、メディカル関連産業）への高付加価値素材の供給が促進されることになる。

さらに、次世代産業の企業にとっても、四日市港のコスト・サービスの向上は、自社の物流機能を高めることになる。

以上のことから、本事業の実施により、技術集積型産業再生特区をとりまく地域全体の国際物流の効率化と貿易の振興が図られるものとする。

#### 事業により整備される施設

特になし

#### 5 当該規制の特例措置の内容

当該特区を管轄区域とする税関官署において、臨時開庁申請が確実に見込めるものとして職員の常駐を希望する時間帯

時間外申請の需要が見込まれる下記の時間帯において、通関体制の整備を行う。

月曜日～金曜日	17時～19時
土曜日	9時30分～12時

なお、税関職員の常駐を希望する時間帯については、需要の実態を把握したうえで詳細について財務省と別途調整することとしたい。

#### 荷主企業、通関業者への需要把握調査結果

四日市港管理組合では、荷主企業13社（四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会の参加企業）、通関業者11社（名古屋通関業会四日市支部の参加企業）に対し、アンケート調査を実施し、通関の執務時間外体制が実現した場合の臨時開庁承認申請件数、及び臨時開庁承認申請の時間帯の

見込みを調査した。

通関業者の臨時開庁承認申請件数アンケート集計結果によると、通関の執務時間外体制が実現した場合の1日当たりの申請件数見込みは、土日祝日で1.07件、平日時間外で2.44件、時間外合計で1.99件という結果が得られた。土日祝日については、ほとんどが土曜日に集中すると考えられ、全件数を土曜日として計算すると、2.46件/日(128件/52日)となり、平日及び土曜日ともに1日平均2件以上の臨時開庁承認申請が見込まれる結果となった。

また通関業者の臨時開庁承認申請の時間帯見込みに関するアンケート集計結果によると、平日については17時から18時が1.27件、18時から19時が1.03件となったほか、土曜日については9時から10時が0.54件、10時から11時が0.93件、11時から12時が0.91件という結果が得られた。

以上のことから、平日及び土曜日について、1日平均2件以上の臨時開庁申請件数が見込まれること、月曜日から金曜日の17時から19時、土曜日の9時30分から12時について1時間当たり約1件の臨時開庁が見込まれる時間帯であると考えられることから、当該時間帯について職員の常駐を希望する時間帯とした。

通関業者のアンケート集計結果(臨時開庁承認申請件数)

	土日祝日	平日時間外	時間外合計
平成14年(実績)(A)	11	198	209
1日当たりの申請件数(A)	0.09	0.81	0.57
見込み(B)	128	599	727
1日当たりの申請件数(B)	1.07	2.44	1.99
伸び率B/A	11.6	3.0	3.5

通関業者のアンケート集計結果(臨時開庁承認申請の時間帯)

平日	17:00~18:00	18:00~19:00	19:00~	合計
年間	310	252	37	599
1日平均	1.27	1.03	0.16	2.45

平日を年間245日として平均を算出。

土、日、祝日	土曜日 9:00~10:00	土曜日 10:00~11:00	土曜日 11:00~12:00	土曜日12時以降、 日曜日、祝日	合計
年間	28	48	47	5	128
1日平均	0.54	0.93	0.91	-	-

土曜日を年間52日として平均を算出。

#### 税関の執務時間外体制が実施された場合の臨時開庁申請の見込み

昨年10月中旬にスタートした税関の執務時間外通関体制の試行において、トライアル開始から3カ月間で対象官署（7港、8官署）における時間外通関の件数が前年比で3.3倍に伸びた。

このことは、従来は税関の執務時間内に行われた申請のうちでも、執務時間外申請を必要とする潜在需要があったことを表しており、四日市港においても同様の潜在需要が見込まれる。



## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1104

一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備を設置する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備を提供する者  
事業が行われる区域

四日市市、三重郡川越町、三重郡楠町

事業の実施期間

燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検が実施され、技術基準の整備等により、全国において家庭用燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置付けがなされるまで

事業により実現される行為

構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備が一般用電気工作物に位置付けられ、保安規程の届出と電気主任技術者の選任が不要となるため、他地域に比べて家庭用燃料電池発電設備を設置しやすい環境となる。

そこで、家庭用燃料電池発電設備の実証試験を当地域において実施して初期需要の創出を図ることで、素材・部材を提供する地元企業との共同研究や供給、関連産業の集積などを通じて地域産業の活性化を図る。

また、燃料電池の研究開発施設の誘致を進めることで、人的ネットワークの構築を図り、いわば「知の集積」がなされることによって、当地域の産業構造を「高付加価値型」に転換する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備の設置に際し、同方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「1 構造改革特別区域計画に定める事項」に相当する内

容が、個々の機器毎に確保されていることを確認するため、学識経験者や専門家等で構成する「三重県家庭用燃料電池安全性評価委員会（仮称）」を設置する。

同委員会は、燃料電池発電設備を提供する者から提出された「燃料電池発電設備設置計画（仮称）」について、設置する燃料電池発電設備の仕様、燃料、能力、設置後の点検・メンテナンス体制、非常時における保安体制など、安全性確保の観点から評価を行い、承認された場合は、当該機器を一般用電気工作物と位置付けることができるものとする。（別添**実施イメージ**参照）

なお、委員会における検討項目、承認基準等の詳細については、国において実施されている「家庭用燃料電池保安技術検討会」の報告や、個別案件毎の設置条件を踏まえながら、委員会において協議のうえ決定することとする。

本特区における燃料電池に関する構想については、別添**補足資料(1104,1106関係)**をご参照ください。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1106

不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1106」における「特例措置の内容」欄に定める条件を満たす燃料電池発電設備を設置する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1106」における「特例措置の内容」欄に定める条件を満たす燃料電池発電設備を提供する者

事業が行われる区域

四日市市、三重郡川越町、三重郡楠町

事業の実施期間

燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検が実施され、技術基準の整備等により、全国において不活性ガス等による燃料ガスの置換が不要となるまで

事業により実現される行為

構造改革特別区域基本方針 別表1「1106」における「特例措置の内容」欄に定める条件を満たす燃料電池発電設備を設置するにあたり、不活性ガス等による燃料ガスの置換が不要となるため、他地域に比べて家庭用燃料電池発電設備を設置しやすい環境となる。

そこで、家庭用燃料電池発電設備の実証試験を当地域において実施して初期需要の創出を図ることで、素材・部材を提供する地元企業との共同研究や供給、関連産業の集積などを通じて地域産業の活性化を図る。

また、燃料電池の研究開発施設の誘致を進めることで、人的ネットワークの構築を図り、いわば「知の集積」がなされることによって、当地域の産業構造を「高付加価値型」に転換する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針 別表1「1106」における「特例措置の内容」欄に定める条件を満たす燃料電池発電設備の設置に際し、同方針 別表1「1106」における「特例措置の内容」欄の(3)に相当する内容が、個々の機器毎に確保されていることを確認するため、本申請書の 別表「1104」に示した「三重県家庭用燃料電池安全性評価委員会(仮称)」における承認、もしくは、第三者認証機関により安全性の証明がなされた場合は、

当該機器について不活性ガス等による燃料ガスの置換を不要とする。

当特区における燃料電池に関する構想については、別添補足資料(1104,1106関係)をご参照ください。